



平成 19 年 7 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社ネットマークス  
代表者名 代表取締役社長 大橋 純  
(コード番号：3713 東証第一部)  
問合せ先 取締役執行役員 立石則章  
(TEL. 03-3423-3291)

### 平成 19 年 3 月期有価証券報告書提出遅延及び当社株式の監理ポスト割当てに関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月期有価証券報告書について、証券取引法第 24 条に定める提出期限（平成 19 年 7 月 2 日）までに関東財務局に提出できなかったこと及び提出期限の日から起算して 8 日目の日までに提出できる見込みがないことに関して、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 有価証券報告書提出遅延の理由について

当社は、平成 19 年 5 月 10 日に平成 19 年 3 月期の決算発表を行いました。平成 19 年 6 月 4 日付で公表しておりますとおり、現在、当社の過年度（平成 15 年 3 月期、平成 16 年 3 月期、平成 17 年 3 月期、平成 18 年 3 月期）及び平成 19 年 3 月期決算において不適切な会計処理があることが判明しました。現在、過年度及び平成 19 年 3 月期決算について監査法人による影響額の確定作業が進められております。

当社では一日も早く修正後の決算確定を行えるよう監査法人の監査に全面的に協力し作業を鋭意進めておりますが、最終確定までに時間を要し、平成 19 年 3 月期有価証券報告書の提出が遅延する見通しとなりました。

#### 2. 有価証券報告書の提出時期

当社の平成 19 年 3 月期有価証券報告書については、速やかに調査手続及び決算手続を行い、監査法人の監査を受け、定時株主総会を経た後、平成 19 年 8 月 2 日までには提出を行う予定であります。

#### 3. 監理ポストの割当てについて

東京証券取引所の「監理ポスト及び整理ポストに関する規則」によりますと、証券取引法に定める有価証券報告書の提出期限までに有価証券報告書を提出できなかった場合において、提出期限の日から起算して 8 日目の日までに提出できる見込みがない旨の開示を行ったときは、当該銘柄を監理ポストに割り当てることとされております。これを受けて、東京証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、当社株券は、平成 19 年 7 月 3 日から監理ポストに割り当てられる見込みです。

今後の日程等詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

株主の皆様をはじめ、取引先や金融機関並びに市場関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけし誠に申し訳ございませんが、全社一丸となって早期の信頼回復に努めてまいりますので何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上